○農林水産省告示第千七百五十七号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第三十九の規定に基づき、植物防疫法施行規則別表二の付表第三十九のアルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成二十六年二月七日農林水産省告示第百八十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
四　封印	四　封印
(一)　(略)	(一)　(略)
(二)　冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあっては、船舶の各船倉にはアルゼンチン植物防疫機関による封印がなされていること。	(二)　海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあっては、船舶の各船倉にはアルゼンチン植物防疫機関による封印がなされていること。
(三)　冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）において消毒を行う場合にあっては、各低温処理コンテナーにはアルゼンチン植物防疫機関による封印がなされていること。	(三)　海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）において消毒を行う場合にあっては、各低温処理コンテナーにはアルゼンチン植物防疫機関による封印がなされていること。
五　消毒	五　消毒
(一)・(二)　(略)	(一)・(二)　(新設)
(三)　低温処理船舶又は低温処理コンテナーにおいて(一)の消毒を行う場合にあっては、当該消毒が輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。	

○農林水産省告示第千七百五十八号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第四十五の規定に基づき、植物防疫法施行規則別表二の付表第四十五のイタリアから発送されるタロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスウィートオレンジの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成二十六年二月七日農林水産省告示第百九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
四　封印	四　封印
(一)　(略)	(一)　(略)
(二)　冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあっては、船舶の各船倉にはイタリア植物防疫機関による封印がなされていること。	(二)　海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあっては、船舶の各船倉にはイタリア植物防疫機関による封印がなされていること。
(三)　冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）において消毒を行う場合にあっては、各低温処理コンテナーにはイタリア植物防疫機関による封印がなされていること。	(三)　海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）において消毒を行う場合にあっては、各低温処理コンテナーにはイタリア植物防疫機関による封印がなされていること。
五　消毒	五　消毒
(一)・(二)　(略)	(一)・(二)　(新設)
(三)　低温処理船舶又は低温処理コンテナーにおいて(一)の消毒を行う場合にあっては、当該消毒が輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。	

○農林水産省告示第千七百五十九号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第五十六の規定に基づき、植物防疫法施行規則別表二の付表第五十六のトルコから発送されるオレンジその他のシトラス・シネンシス等の生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成二十六年二月七日農林水産省告示第百九十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
四　封印	四　封印
(一)　(略)	(一)　(略)
(二)　冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあっては、船舶の各船倉にはトルコ植物防疫機関による封印がなされていること。	(二)　海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあっては、船舶の各船倉にはトルコ植物防疫機関による封印がなされていること。
(三)　冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）において消毒を行う場合にあっては、各低温処理コンテナーにはトルコ植物防疫機関による封印がなされていること。	(三)　海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）において消毒を行う場合にあっては、各低温処理コンテナーにはトルコ植物防疫機関による封印がなされていること。